



報道発表資料の配付日時 5月12日(水) 12時00分

発表項目 (行事名)	特措法に基づく飲食店等の営業時間の短縮要請等の措置に伴う見回りの実施について			
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	—	発表者	—
			発表場所	—
概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の適用を受け、措置区域である札幌市内の飲食店等に対し、業種別ガイドラインの遵守や営業時間の短縮等を要請しているところですが、要請にあたって、実地に働きかけを行うとともに、感染拡大防止対策の実施状況について、見回りによる確認を行い、飲食店における感染拡大防止に努めていただくため行うものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施日 5月12日(水)～5月31日(月)</p> <p>2 対象施設 札幌市内全域の飲食店：約1万2千店 食品衛生法による飲食店営業又は喫茶店営業許可を受けた店のうち、一般の方を客として食事等を提供する店舗。 (社会福祉施設、社員寮、コンビニのイートイン等を除く)</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) 感染防止対策の確認 直営又は委託により、市内の全飲食店を訪問し、店主等にマニュアルに基づき聞き取り、目視により、感染防止対策事項等を確認する。 (※特措法第31条の6第1項(特措法第24条第9項))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5/12～ 道と札幌市職員が実施(2人1班、10班体制)</li> <li>・開始日調整中 道の委託業者が実施(2人1班)</li> </ul> <p>(2) 時短要請措置の履行の確認 委託により、20時以降に市内の全飲食店の外観を目視し、営業時間を確認する。(※特措法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開始日調整中 道の委託業者が実施</li> </ul>			
参考				

報道(取材)に当たってのお願い	※ 5月12日(水)実施分については、訪問時の取材が可能です。 取材対応は15時00分～16時00分を予定していますが、対象店舗については調整中のため、取材いただける場合は、事前に下記までご連絡くださいますようお願いいたします。
他のクラブとの関係	同時配付

担当 (連絡先)	保健福祉部感染症対策局 感染症対策課 感染症対策調整担当課長 徳田 ダイヤル：011-206-0492 内線：38-921
-------------	--